

大竹市大規模小売店舗立地協議会会議議事録概要

- 1 日 時 平成 26 年 7 月 22 日（火）9 時 30 分～12 時 00 分
- 2 場 所 大竹市役所本庁舎 4 階第 2 会議室
- 3 出席委員 岡村雅仁委員，大東延幸委員，生田顯委員，中井智司委員
伊藤雅委員（全委員 5 名出席）
- 4 議 題 議事 1 会長の選任について
議事 2 「スーパーセンタートライアル大竹店」の新設案件について
議事 3 「(仮称) ドラッグコスモス大竹店」の新設案件について
- 5 説明者 事務局：総務部 産業振興課 商工振興係
設置者（議事 2）：株式会社トライアルカンパニー
設置者（議事 3）：株式会社コスモス薬品

6 傍聴人 なし

7 会議の内容

議事 1 会長の選任について

委員の互選により，生田委員が会長に就任した。

議事 2 「スーパーセンタートライアル大竹店」の新設案件について

◎事務局（以下発言◎）「スーパーセンタートライアル大竹店」の届出内容等について説明した。

〔資料：「スーパーセンタートライアル大竹店」新設計画の概要及び資料 1～3〕

－設置者入室（株式会社トライアルカンパニー 2 名）－

●設置者（以下発言●）店舗概要，指針の配慮事項について説明した。

〔資料：「スーパーセンタートライアル大竹店」大規模小売店舗立地協議会資料〕

－質疑応答－

（委員）当該店舗は，市道晴海 2 号線を挟んで立地している「ゆめタウン大竹」

と業態が異なっていることから、ゆめタウン大竹に車を駐車して当該店舗で買い物をする者、また、当該店舗に車を止めて、ゆめタウン大竹で買い物をする者が非常に多いのではないかと思う。駐車場内には歩行者用通路が計画されているが、歩行者の誘導、また、市道晴海 2 号線の歩行者の横断について、交通監視員を配置するなど、安全面の配慮をどのように考えているのか。

●この件については、住民説明会でも意見があったことから、現在、大竹市土木課及び警察と協議し、市道晴海 2 号線に横断歩道の新設を検討している。駐車場内については、約 1.5m 幅の歩行者用通路を設置することとしている。

(委員) 当該店舗が立地した場合、消費者にとっては買い物する店舗を選択できる機会が増えるので、この周辺への来客が増加することが予想される。歩行者の安全について、格段の配慮をお願いする。

●わかりました。

(委員) 食品加工場からの排水は、グリストラップを介して最終的には下水道に排水されるのか。

●そうである。

(委員) 廃棄物対策として、保管施設内にエアコンを設置するとはどういうことか。

●保管施設内に、一般家庭で使われるエアコンを設置することで、夏場における廃棄物の異臭を防ぐこととしている。

(委員) 設定温度は、どのくらいか。

●設定温度は、把握していない。

(委員) 家庭用エアコンで、一部屋を冷却管理する場合、相当大きな容量のエアコンが必要となる。室温管理能力のあるエアコンを設置してもらいたい。

(委員) 届出書(図-5)の入退店経路図について、1カ所、入店経路と退店経路が交錯しそうなところがある。出入口③について、南側からの入店については問題ないが、小方交番交差点側から右折する車を出入口③で入店させると、交差点で交錯しやすくなる。なるべく入店するのは、北側の出入口①及び出入口②とし、退店は、なるべく南側の出入口からにすると交錯が少なくなる。その点、どのような運用を考えているのか。

●オープン時の誘導経路として、出入口②から入店する経路をチラシで周知していきたい。オープン時に周知させることによって、その後もある程度、そちらの方から入店してもらう方法を取っていきたい。

(委員) 店舗は 24 時間営業ということであるが、夜間の来客は少ないと思われる。夜間の駐車場の使用として、駐車場全体を開放するのではなく、夜間はある程度、駐車する場所を制限するなど、設置者として管理しやすい運用をされるのか、その点、どのように計画しているのか。

●夜間についても駐車場全体の 292 台を使用する計画である。夜間の安全対策としては、ナイトマネージャーを中心に、必ず 1 時間に約 2 回駐車場を巡回し、防犯・防災対策を図っていきたいと考えている。

(委員) 当該店舗周辺には、住宅地がないので騒音苦情等はないと思うが、駐車場がたまり場にならないよう監視体制や対策を図ってもらいたい。

(委員) 駐車場の管理については、ナイトマネージャーが巡回するということであるが、具体的にどのようなことを行うのか。

●具体的には、不審車両を監視したり、青少年のたまり場にならないよう、必ず注意を促したりという対策を全店でやっている。

(委員) 不審車両のナンバーを把握するなどのことはやっているのか。

●ナイトマネージャー 1 名だけで巡回するのではなく、夜間勤務している従業員と一緒に手分けして巡回する。駐車場は広いので、2~3 名で基本的には定期巡回を行う。

(委員) 駐輪場と自動二輪車の駐車場の必要台数について、類似店として飯塚店の数値を算出基礎としているが、何をもって、飯塚店を大竹店の類似店としたのか。売上額なのか、その場合、飯塚店の売上額はどのくらいなのか。また、飯塚店では、駐輪場と自動二輪車の駐車台数の最大値は、何台なのか。

●売上額については、年間約 30 億円である。また、飯塚店の駐輪場台数は、ピーク時で約 30 台である。大竹店では、その 30 台を超える 48 台、約 50 台を設置することとしている。自動二輪車については、飯塚店のピーク時で約 6 台であり、大竹店では、それを上回る 10 台を設置することとしている。

(委員) 届出書には、飯塚店を類似店舗とした理由として、店舗面積が同規模店舗であることに加えて、新築店舗であるということが記載されている。飯塚店は、2005 年に開店して、自転車と自動二輪車の台数調査を 5 年後の 2010 年に行っている。新築店舗であるという理由には当てはまらないのではないのか。

●オープン当初の店舗は周辺に認知されていないので、店舗が軌道に乗った 3~5 年経過し、売上額がピークになったところで調査を行っている。

(委員) 株式会社トライアルカンパニーが経営している店舗は、全国で約 107

店舗あるのに、何故、飯塚店の実績値を駐輪場と自動二輪車の駐車場の必要台数の算出基礎数値としたのかが知りたい。

●飯塚店を参考としたのは、店舗面積が大竹店に一番近い店舗であったためである。

(委員) 店舗面積が 4,000~6,000 m²程度の店舗は多い。何故、飯塚店なのか、根拠がよくわからない。

(委員) 住民説明会の意見として、店舗の建設工事期間中に工事車両に付着した土砂が道路に散乱することへの対処が求められており、その答えとして、設置者は、工事関係者に意見があったことを伝えるということであるが、それ以上は行わないのか。

●すでに建設工事に着手しており、工事業者にはしっかり伝えている。また、敷地内で車両のタイヤに着いた泥を洗い流すよう指導している。

(委員) 住民から苦情が出た場合は、対応してください。また、住民説明会の意見として、夜間における商品補充のためのトラックについて、住宅地の通行を避けてもらいたいことが出ている。指導は行うと答えているが、これはきちんと守るのか。

●はい。夜間だけでなく、終日、商品等の搬出入は、小方公民館・小方交番交差点からの経路となっている。必ずその経路を通るよう徹底するとともに、今後も指導していく。

(委員) 来客者については、看板で周知するのか。

●そうである。

(委員) 夜間における騒音の最大値について、d地点の変動騒音（荷さばき車両、荷さばき車作業音）の最大値は 56.9 d B であり、境界地点でなく住居地点の D 地点の最大値は、49.8 d B である。また、d地点の衝撃騒音（荷さばき車輛ドア開閉音）の最大値は、58.5 d B であり、D地点では、30.9 d B となっている。発生源は、ほぼ同じ場所であるのに、前段の変動騒音は、約 7.1 d B しか低下していないのに、衝撃騒音は、27.6 d B も低下している。数値が間違っているのではないのか。遮音壁を設置するのであれば、周波数や乖離効果などが変わってくるかもしれないが、何もない自由空間であり、発生源が同じ場所であるのに、距離が少し変わっただけで、このような差が生じるのは考えられないが、何か理由はあるのか。

●指摘のあった数値の整合性の点については、再度、解析内容を確認し後日で

返答させてもらう。また、D地点は、現状では更地であるが、今後、何か建設された場合に、どうしても騒音値が基準値を越えてしまうようなことがあれば、きちんと対応、対策をしていきたい。

(委員) 荷さばき車両がかなり多いので、荷さばき車両から発生する騒音や荷さばき業務に伴う騒音もかなり高くなると思う。これらの対策もしっかり検討してもらいたい。

●わかりました。

(委員) 当該店舗のようなディスカウント系の店舗は、この周辺にはない。そういう点において、オープン時には、なかなか認識されないが、オープンから2～3年経過して認識されると当初計画を超えるような来客者があるかもしれない。今後、来客者数が非常に増加した場合についても、真摯な対応をお願いしたい。

●わかりました。

—設置者退室—

(委員) 各委員からの意見を取りまとめる。

最初に、ゆめタウン大竹側に車を駐車し、あるいは当該店舗側に駐車して、人の行き来が多数あることが予想されるので、歩行者の誘導については横断歩道の設置の検討、また、場内での歩行者の誘導が必要であるということであった。

また、下水道の問題、廃棄物対策としてのエアコンの設置という意見があった。

それから入店経路・退店経路での交錯の恐れということで、オープン時にはチラシ等で誘導するということがあった。また、駐車場の運用は夜間もすべて使用はするが、防犯対策として、たまり場にならないような対策を図っていくということであった。

また、ナイトマネージャーの業務内容や飯塚店を類似店としている根拠について意見があった。

さらに、住民説明会の意見として、工事期間中の車両の土砂の件や夜間の住居地域の通行は避ける経路とするよう意見があった。

また、夜間騒音の最大値について、再度、数値を確認し、仮に基準値を超過

している場合には、その対応を提出してもらうということであった。

(委員) 入店経路・退店経路での交錯の問題や夜間の駐車場の使用区域について制限するなどの駐車場の運用については、十分その点を考慮するよう、または、配慮するようといった意見をお願いします。

また、夜間も出入口を3カ所も開放しておく必要があるのかといった点についても駐車場の使用区域の制限とセットで考える必要がある。国道2号は、夜間も交通量が多いので、かなり入店がある可能性がある。

それでは、夜間の防犯対策、特に駐車場についてということで、もう一度、こういったことを留意してほしいということを協議会からの要望とする。

◎はい。わかりました。

(委員) 他にございませんでしょうか。ないようであれば、議事2は、これで終わります。

-休憩-

議事3「ドラッグコスモス大竹店」の新設案件について

◎「(仮称)ドラッグコスモス大竹店」の届出内容等について説明した。

[資料:「(仮称)ドラッグコスモス」新設計画の概要及び資料1~4]

—設置者入室(株式会社コスモス薬品2名)—

●店舗概要、指針の配慮事項について説明した。

[資料:「(仮称)ドラッグコスモス大竹店」大規模小売店舗立地法に基づく説明会資料]

—質疑応答—

(委員) 届出書の添付図面3に表示されている歩道から店舗入口までの破線部分は、歩行者用通路と考えてよいか。

●歩行者用通路として計画している。

(委員) この歩行者用通路の歩道への出入口は、開放されているのか。

●そうである。大規模小売店舗立地法の届出は、駐車場出入口がメインになっているので、歩行者用通路の出入口の場所については、地元住民等の意見を参

考にして、安全に配慮した上で、出入口を設置させてもらうことになる。

(委員) 当該店舗の市道北栄4号線を挟んだ向かい側には、業態が異なる店舗が立地していることから、向かい側の店舗に駐車して当該店舗に来る客、また、逆に当該店舗側へ駐車して向かいの店舗に行く客が多いことが予想される。このことから駐車場内での歩行者の安全に配慮して、歩行者通路を計画したと思われるが、店舗敷地外での歩行者への安全の配慮について、考えていることがあるのか。

●既存店の状況からすると、道路を隔てない隣接している商業施設の形態であれば1カ所に駐車してあちらこちらの店舗を買い回るケースもあるようであるが、道路の対面に店舗があるケースについては、昨今では50m先の店舗にも車で行くような時代なので、そこまでは想定していない。オープン後の状況によるが、近隣店舗からの行き来が多くなり、現状では横断歩道もないので、来客者の乱横断によって交通に支障等を生じるようなこととなれば、必要に応じて警察、または対面店舗とも協議をしながら対策していく必要があると考える。今の時点では、まずは出入口における視認性の確保、また出入口の標示等をしていく必要があると思っている。

(委員) 出店計画概要書に関する指導事項においても、自転車の収容台数及び自動二輪車の収容台数について市から意見されているが、実際にこの台数で問題ないのか。特に自転車での客は、買い回りが多いように思われる。業態が異なった店舗が集まっていることが、消費者からすると魅力的な店舗群になる。例えば、店舗出入口にある駐輪場は6台になっているが、この周辺に自転車が散乱することはないのか。その点についてどう考えるのか。

●駐輪場の必要台数に関しては、どの店舗の出店でも議題となる。大規模小売店舗立地法の計算式による店舗面積35㎡に1台の駐輪台数を確保した場合、駐輪場を利用されないことによって不法駐輪が発生する場合もある。特に、バス停留所が近い場合には、その停留所の駐輪場として利用され管理が難しい状況となっている。既存店においてもオープン後に不足する状況はほとんど発生していないが、仮にそういった状況が発生した場合のために従業員用の駐車場を多めに確保しているの、不足した場合は、従業員用の駐車場を駐輪場に変更するなど、速やかな対策を図っていきたい。

(委員) 平成25年12月16日付の大規模小売店舗立地法に係る指導事項等に対する回答について、駐輪場の収容台数の根拠資料として近隣店舗の状況も踏ま

えと記載されているが、廿日市市の佐方店のことか。

●コスモス薬品の複数の店舗を調査している。

(委員) 届出書の別途資料①の「交通解析資料」P7には、類似店舗となっている。廿日市市の佐方店と大竹店の何をもって類似店舗としたのか。大竹店の周辺には、三菱レイヨン、日本製紙、ダイセル、三井デュポンポリケミカルなど工場が多数立地している。大竹店が佐方店と類似しているとは思えない。近隣店舗と類似店舗をどのように使い分けているのか。

●類似店舗と近隣店舗は、基本的には同じ意味で使っている。類似店舗としては、別途資料①の「交通解析資料」P7に記載しているが、5店舗のピーク時の自転車・原付等の台数を調査した上で、その中で一番影響が大きな店舗の数値を根拠資料としている。

(委員) 全国で511店舗もあるのに、何故広島県しか調査していないのか。また、類似店舗を探すのであれば、別段、広島県に限定する必要もない。さらに大竹店より店舗面積が広い店舗が1店舗もない。きちんとした類似店で必要台数を算出するべきである。

●どの県の届出においても同一県内の店舗を参考にするように言われる。また、店舗面積に対する必要台数の計算については、既存店舗の実績値を1,000㎡あたりの必要台数に換算し、届出店舗の店舗面積にあてはめて必要台数を算定している。例えば1,200㎡の店舗と1,700㎡の店舗を同一に扱っているわけではなく、1,200㎡の店舗の1,000㎡あたりの台数に換算し、それが大竹店の店舗面積であれば何㎡いるのかという計算をしている。特に佐方店については、オープン時ということで、非常に来客者が多いという状況の中での数値を参考としている。設置者側の都合のよいように必要台数が少なくなるような店舗だけを調査したつもりはない。オープン後、駐輪場が不足するようであれば、駐輪場を増やす計画である。

(委員) 広島県内だけでも10店舗以上ある。調査した5店舗の自動二輪車の実績値は0台である。0台である店舗を選んだようにも捉えられる。県内の他店舗は、どのような状況か。

●すいません。広島県内のすべての店舗は調査していない。調査時に周辺の店舗を回り、店長ヒアリングをした店舗の実績値がたまたま0台だったということである。決して0台の店舗だけを調査したつもりはない。仮に、不足する場合には、駐輪場等の台数を増やす計画をしているので、この届出台数以上の駐輪

場をつくらないという考えは全くない。

(委員) 車の来店・退店の経路に関して、国道 2 号の北栄交差点に交通が集中する経路となっている。昨年ゆめマート西栄が開店したが、ゆめマート西栄についても北栄交差点が北方面の退店経路に含まれている。交通量調査は、ゆめマート西栄のオープン後の数値が必要であり、それをもとに計算する必要がある。また、北栄交差点については、平面図では、どの道路からも 90 度で接合する交差点となっているが、実際には変形交差点である。当該店舗から北栄交差点に進入する車は、対向車線である市道北栄新町 1 号線から北栄交差点に進入して来る車が見えにくい角度となっている。

●調査は、ゆめマート西栄のオープン後に行っている。また、北栄交差点は、委員の言われるとおり変形交差点である。

(委員) 変形交差点であることを考慮して計算されているのか。

●いいえ。高低差については、解析する上で考慮して計算されているが、変形交差点の角度については、解析には含まれていない。解析結果や交差点の形状をもとに、誘導経路について警察からアドバイスは受けた。

(委員) 計算上は問題ないということであるが、オープン時やセール時には、北栄交差点が混雑する可能性がある。特に、当該店舗から退店する車が国道 2 号に進入する場合に、混雑が予想される。そういう観点からすると、設置者への質問というよりは、市への確認になるが、当該店舗から北栄交差点に向けて市道北栄 4 号線に右折車線を新設する可能性はないのか。道路改良すれば設置者も安心して来客者を誘導できるがどうか。

●警察と入退店経路の協議を行った際に、北栄交差点の信号機の改良についても相談したが、民間企業の出店のために、信号機を改良することはないということであった。ただし、オープン後の状況を見ながら、道路管理者と協議していくということであった。

◎以前は、北栄交差点もかなり渋滞していたが、国道 2 号線の広島市方面へ抜けるルート（右折できるルート）として、立戸小島新開 1 号線の交差点が新設されたことでかなり緩和されている。実態としては、北栄交差点に集中するということではなく、国道 2 号線の広島市方面へ抜けるルートが別にあるので、分散されると思われる。したがって現段階で右折レーンを新設することは難しい。

(委員) 実態とすれば北栄交差点を経由しないで広島市方面に抜ける道路は他

にもあり、そのことを地元住民は、よく知っているもので、問題ないというのであればよいのであるが、オープン時には混雑が予想されるので、北栄交差点が混雑しないよう別の経路で広島市方面や岩国市方面に退店できることを来客者に案内した方がよい。

●誘導経路については、他の経路も含めて考えるべきか警察と協議した際に、まずは国道2号への誘導経路を一つに絞った上で、交通解析を進めてもらいたいということであった。この一つに絞った経路でも北栄交差点の混雑度は、問題ないという結果が得られている。

(委員) 廃棄物の保管施設について、冷蔵施設はあるのか。

●ありません。

(委員) 生ごみは排出されるのか。

●調理を行わないので、生ごみは出ない。

(委員) 大規模小売店舗立地法に係る指導事項等に対する回答の騒音に関して、「苦情等が発生した場合は、速やかに原因を追究、対応について検討する」と回答しているが、対応について検討という表現であれば、対応しないということか。検討して必要な措置を講じるとしてもらいたい。

●騒音に関しては、基準値はあるが、一般的に好きな音だと大きい音でも全然問題ないけれども、嫌な音だと小さな音でも苦情となるものである。例えば、荷さばき作業で音が出ないようにいくら配慮したとしても、本人にとって耳障りだと感じた場合は、苦情となる。しかし、荷さばき作業を止めることはできないので、検討という表現を使っている。店舗に隣接している住宅には、オープン前に訪問し、境界の壁をどうするか、防音壁にするのか、風通しを確保するためのフェンスにするのかといった意見をできるだけ反映させた上で开店することとしており、できるだけ対応していく。

(委員) 検討するという回答は、何もしないとも解釈できる。それと、騒音対策として、バックブザーを消音して荷さばきを行うとしている。営業時間帯にバックブザーを消音すると、トラックがバックしていることを認知しない人が出てくる可能性があり危険である。その対策はどうか。

●バックブザーの消音については、夜間、営業時間帯以外で駐車場には来客者がいない場合に限定している。特に、夜間については、バックブザーが騒音に与える影響が大きいということで、消音することとしている。

(委員) 届出書に記載されている荷さばき施設の商品の搬出入の時間帯は、9

時から10時に1台、21時から22時に2台である。21時から22時に2台は、バックブザーを鳴らすのか。

●そうである。来客者がいる場合には、バックブザーを鳴らして周知をしなければならない。店舗が営業している時間帯は、バックブザー音は鳴らし、閉店後の時間帯には消音することとしている。

(委員)わかりました。スライド等で説明する場合、住民の中には理解できない人もいるので、よりわかりやすく説明してもらいたい。また、店舗周辺は通学路に指定されているということであるが、通学時間帯に何名の児童・生徒が通学するのか把握しているのか。

●教育委員会と学校にそれぞれ確認し、人数を把握している。

(委員)それに対しての安全面はどのように考えているのか。児童・生徒に事故があってはいけないので、店舗の出入口を見やすく、見通しよくし、交通誘導員については繁忙期だけでなく、通学時間帯にも配置するなどの対策は考えているのか。

●交通整理員を常時配置することは、今のところ計画していない。店舗前面の歩道が通学路に指定されているので、視認性の確保として、特に出入口付近にのぼり等を設置しないこと、また、一時停止ラインの明示を計画している。通学時間帯には、店舗は開店していないが、建設工事期間中については、交通整理員等を配置することを検討する必要がある。

(委員)何人の児童・生徒が通行するのか、すぐには回答できないのだと思うが、児童・生徒の安全のための必要な措置は講じてもらいたい。

当該店舗は、住宅地に隣接している。店舗の駐車場から住宅地が見える可能性もあるが、住宅地と店舗との境界にプライバシーに配慮したフェンスなどを設置することを検討しているのか。

●店舗と住宅の境界にフェンス等を設ける理由としては、防犯上のこともある。フェンスの設置に関しては、フェンスの格子の度合いや高さなど住民の希望にできるだけ沿ったものを提案し、対応していきたい。

(委員)住民の意見聞いた上で対応するということか。

●そうである。

(委員)平面図面の駐車場の斜線部分は、どういう意味なのか。

●従業員用の駐車場を示している。

(委員)従業員は、かなり遅くまで駐車場を使用することになるのか。

●商品の棚入れ替えの際は別であるが、通常時は、それほど遅くまではいない。従業員は、閉店後 30 分以内には帰宅する。

(委員) そうすると夜間の最大値が予測されているが、実際にはそれほど従業員の車両はいないと考えてもよいか。

●考えてよい。

(委員) 夜間は 10 時以降であれば、ほとんど車はいないと考えてよいか。

●既存店舗の実態からすると、商品の棚入れ替え時期は別であるが、通常、車はないと考えてよい。

(委員) 店舗から発生する騒音の予測について、b'地点が当初 55.8 d Bであり、音源としては荷さばき車両、荷さばきに伴う音である。それが B 地点では、45.4 d B であり、音源は来客者の車両となる。荷さばき車両ではなくて、来客者の音が最大値になっている。B 地点を北に移動した場合、この解析からすると、b'地点とかわらない騒音値となるように思うがどうか。

●b'地点に関しては、距離減衰だけで計算している値である。

(委員) 距離減衰だけとは、どういうことか。

●届出書の添付資料②「騒音予測計算に関する解析資料」P18 の b'地点の数値は、解析を見込んでいない数値である。

(委員) 荷さばき施設の影響を加味せず、距離減衰だけの計算でどの程度減少するのか。

●マイナス 25.8 d B である。

(委員) 距離は、施設がない状態での直線距離なのか。

●直線距離である。

(委員) B 地点の数値はどうか。

●B 地点の数値については、実際に住んでいる方への影響というところで解析している数値である。

(委員) 解析しているので、荷さばき音は小さくなるということか。

●そうである。だから、b'地点に関しても施設があるので、実際には、B 地点とほぼ同じくらいの解析は見込まれると思うが、荷さばき施設での収集作業音等が最大値になる可能性がある。

(委員) C 地点や c'地点においても、荷さばき音がかなり大きな音になっている。つまり、c'地点の数値は、解析効果は考慮せずに距離減衰だけの数値ということか。

●そうである。小文字の地点はすべて距離減衰だけの数値である。

(委員)わかりました。B地点とb'地点での数値の差の理由がわかった。近隣住民には個別に騒音対策としての遮音壁の必要性について意見を聞いた上で対応するということですね。

●そうである。

(委員)わかりました。実際に近隣から騒音苦情等が生じた場合には、個々に対応を講じていくと考えてよいか。

●そうである。

(委員)店舗の外観については、カンパニーカラーの紫色が多いように認識しているが大竹店も同様の色合いとなるのか。

●紫色ではなく、最近の店舗に関しては基本的に薄桃色である。

(委員)店舗の正面は薄桃色で、裏面も同様か。

●現段階では、裏面はアイボリー色で計画しているが、最終的に決定している訳ではない。この件についても近隣住民の意見を聞きながらであるが、カラーについては、譲れるところと譲れないところが出てくる。

(委員)わかりました。

—設置者退室—

(委員)委員の質問に対する回答等を聞いて、出店に関して協議会として何か要望することはあるか。

横断歩道については、オープン後の様子を見てからということであり、協議会から現段階で設置した方がよいと言えるかどうかである。

(委員)買い回りは発生すると考えられるので、要望する必要がある。

(委員)類似店舗と近隣店舗の件については、特に要望しないこととする。

(委員)北栄交差点の右折レーンについてであるが、オープン時には誘導経路について他のルートを知周知するよう要望する。

(委員)廃棄物について、生ごみは発生しないということなので問題はないが、騒音に関して、バックブザーの消音については、事故がないよう注意するよう要望する。

(委員)通学路の安全対策については、事故がないように、見通しの良さと交通誘導員の配置等の必要な措置を講じることを要望する。

(委員) 以上で、今日の議事はすべて終了いたしました。みなさんどうもご協力ありがとうございました。

— 議事終了 —

本日の皆様の意見を参考にして、適切な市の意見を判断してまいりたいと思います。